

四日市市上下水道局告示第34号

共同住宅排水管設置費補助に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年4月1日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

共同住宅排水管設置費補助に関する要綱の一部を改正する要綱

共同住宅排水管設置費補助に関する要綱（平成17年上下水道局告示第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金の交付)</p> <p>第9条 管理者は前条第4項の規定により工事の完成を確認したときは、第7条第<u>2</u>項の通知書に記載された補助予定金額を清算し、補助金を交付するものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 (略)</u></p> <p><u>(有効期限)</u></p> <p><u>2 この要綱は、平成30年3月31日限りその効力を失う。</u></p>	<p>(補助金の交付)</p> <p>第9条 管理者は前条第4項の規定により工事の完成を確認したときは、第7条第<u>3</u>項の通知書に記載された補助予定金額を清算し、補助金を交付するものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p>

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部生活排水課)